

2023 年度第 1 回  
愛知県人権施策推進審議会会議録

2023 年 5 月 29 日（月）

於 愛知県三の丸庁舎 地下 1 階 B101 会議室

愛知県県民文化局人権推進課

## 2023 年度第 1 回愛知県人権施策推進審議会 会議録

1 日 時 2023 年 5 月 29 日（月）午前 9 時 55 分から午前 11 時 37 分まで

2 場 所 愛知県三の丸庁舎 地下 1 階 B101 会議室

3 出席者 委員 12 名  
荒川志津代委員、梶田悦子委員、後藤澄江委員、小林直三委員、  
近藤敦委員、佐藤佳弘委員（リモート）、炭谷茂委員（リモート）、  
竹内裕美委員、手嶋雅史委員、徳田万里子委員、藤原直子委員、  
宮前隆文委員

説明のため出席した者（県民文化局職員） 8 名

4 傍聴者 4 名

### 5 審議の概要

#### (1) 開会

（事務局）

ただいまから 2023 年度第 1 回愛知県人権施策推進審議会を開催させていただきます。

議長へ引き継ぐまでの進行を務めさせていただきます。

それでは、開催にあたりまして近藤会長から御挨拶をお願いします。

#### (2) あいさつ

（会長）

おはようございます。会長の近藤でございます。

本日は、御多忙の中、「2023 年度第 1 回愛知県人権施策推進審議会」に御出席いただきまして、ありがとうございます。

さて、昨年 4 月から「愛知県人権尊重の社会づくり条例」が施行され、県では、条例の趣旨を踏まえて、人権尊重の社会づくりに関する施策をより一層推進していることと思います。

本日は、条例に基づく新たな基本計画の策定について、諮問が予定されております。委員の皆様から様々な御意見をいただき、人権尊重の社会づくりのため、将来を展望した答申に結び付けてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、積極的な御発言をいただきますようお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、愛知県から挨拶を申し上げます。

(事務局)

おはようございます。本日は、大変お忙しい中、またお足元の悪い中、審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃から、人権施策に限らず県政各般に渡りまして、御支援と御理解を賜っておりますことに改めてお礼を申し上げます。

本県では、これまで、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、様々な人権教育・啓発に関する施策を行ってまいりましたが、昨年4月に、御承知のとおり「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、人権相談窓口を運営したり、インターネットモニタリングを実施するなど、より一層、人権尊重の社会づくりに向けた取組を進めているところです。

こうした中、今年度は、新条例に基づく、従来の「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に代わる、新たな基本計画の策定を予定しております。

策定にあたっては、昨今、国政の動きも変わってきておりますし、社会的関心も高まっておりますので、審議会の委員の皆様方からの御意見はもちろん、昨年度実施した「人権に関する県民意識調査」や、関係団体との意見交換、そして、今後予定をしております「人権啓発キャラバン」による県民からの意見聴取などにより、より幅広く皆様方の御意見を伺いながら、昨今の人権を取り巻く社会状況の変化を踏まえた新たな計画をつくってまいりたいと考えております。

どうか委員の皆様におかれましては、それぞれの専門のお立場から様々な御意見や御助言を積極的に賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

- <定足数確認>
- <傍聴者報告>
- <資料確認>
- <新任委員紹介>

(事務局)

それでは、審議会規則第4条により、審議会の議長は会長が行うこととなっておりますので、以後の進行につきましては、近藤会長にお願いをしたいと存じます。

(会長)

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

まず、審議会運営要領の第5条第2項に基づく会議録の署名につきましては、荒川委員と宮前委員にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

### (3) 議事

#### 愛知県人権尊重の社会づくり条例第5条第1項に基づく基本計画の策定について

(会長)

それでは早速、議事に入りたく存じます。まず、(1)の諮問事項「愛知県人権尊重の社会づくり条例第5条第1項に基づく基本計画の策定について」でございます。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

本日は、愛知県人権尊重の社会づくり条例第5条第1項に基づく基本計画の策定について、審議会に諮問をさせていただきます。県民文化局長から近藤会長に諮問書をお渡しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

<県民文化局長から近藤会長へ諮問書を手交>

(会長)

ただ今、伊藤県民文化局長からいただきました諮問書の写しが机上に配付されています。これから、このテーマについて審議していくわけですが、始めに、諮問事項である「基本計画の策定」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料1～4に基づき説明>

(会長)

それでは、今の件につきまして、多岐にわたりますので、まず、Ⅰの「はじめに」とⅡの「基本的な考え方」の辺りについて、最初に御意見を賜って、後半の方で、具体的な施策等の話に移りたいと思っております。まず、最初の部分について、何か補足やコメントがございましたら挙手をお願いいたします。アンケートについて今説明していただきましたが、補足などございましたらお願いします。

(委員)

一つ補足させていただくと、説明で、多様性憲章というのを挙げていただきました。アンケートの「4その他」の最後に書いてありますが、EUの国々ではこういうものが広がっていて、元々はフランスで始まったのですが、ドイツが一番盛んで、

私たちが名前を知っているような主な企業はみな入っていて、さらに自治体や大学も入っています。人種や国籍、民族、信条、年齢、性別、性自認、性的指向、社会的身分、門地、障害など条例で定めているようなことによる差別がなく、多様性を認め合う社会を作るということを、各企業などが賛同して、それに入るといえるものです。条例の理念を愛知県内に広げていく上で、そういうやり方がすごくいいと思います。実は、すでに外国人労働者の適正雇用の点では、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市が策定したものがあつたのですが、それは外国人の問題だけのものですので、この人権条例が掲げているような、より広い多様性を踏まえた、そういう憲章に賛同するというものです。今、ビジネスと人権ということが言われていて、企業も人権を尊重していることが、消費者へのアピールとなつて、企業活動にとつてもプラスになるということが認識されてきています。そういうものを広げていくということが、この条例をより社会に根付かせる上では大事だと思います。まだどこの自治体もやつていないのですが、愛知県が最初にやつて、他の自治体にも広がっていくといいと思っています。

(委員)

先程、委員の言われたように、おそらく人権問題に大企業などは積極的に取り組んでいるのですが、我々の団体でシンポジウムなどをやると、やっぱり中小企業の方々はどうかやつていいか分からないという場面が非常に多いです。愛知県では、特に製造業で中小企業が多いものですから、そういったところに人権の意識を持ってもらえるような施策を展開できるように、個人だけでなく、企業にもメッセージを送るようなものが入るといいと思っています。

(委員)

一点、確認ですが、今回、インターネットについての人権のことは、かなり取り上げられているのですが、この中に、マスメディアの人権、今お話のあつた企業のビジネスとも絡むと思うのですが、マスメディアにおける人権のあり方のようなことについては、あまり書かれていないようですが、もうすでにその問題はクリアできているということであまり書かれていないのでしょうか。インターネットもマスメディアに入るのかもしれませんが、テレビなどの旧来型のメディアにおける人権問題も、まだ残つているのかなと思うところもあつて、確認させていただきたいと思います。

(事務局)

今回、アンケートにはマスメディアについての記述はありませんでしたが、現行の行動計画には、参考資料の12ページにありますように、短い文章ではありますが、マスメディアについて記述がありますので、これを踏まえて考えたいと思います。

(会長)

他にございませんでしょうか。後半の施策のことでも構いませんので、全体のことで何かお気づきの点がございましたらどうぞ。

(委員)

今後の策定スケジュールの点で、パブリックコメントを予定されていて、これが1ヶ月間となっていますが、これは通常1ヶ月とされているものなのでしょうか。というのは、我々、例えば法改正の審議が法制審議会でありますと、パブリックコメントがあって、弁護士会でも意見を出したりするのですが、その時に、1ヶ月では意見を出すには足りないと感じることもあります。そういった意味で、1ヶ月が妥当なのかどうかという観点から、通常どういうものなのかということをお聞きしております。

(事務局)

県で、プランを作るときにパブリックコメントを行う場合は、通常1ヶ月で行っております。延ばせないわけではないと思いますが。

(委員)

県民の方に広く御意見を求めるということであれば、期間を少し長めに取った方が、より実質的な御意見をいただけたらと思いますので、御意見させていただきます。

(会長)

長くすると、前に始めるか、後に延ばすことになりますが、前に始めると私たちのプラン作りを早めなければならないという問題もあります。

(事務局)

スケジュール的には後ろに延ばせると思います。

(会長)

後ろにできるのであれば、その点御検討ください。

他にございませんでしょうか。

私の方から、パートナーシップ制度について少しご意見をお聞きしたいと思えます。県内でも幾つかの自治体がすでに始めているところですが、法的な婚姻とは別のパートナーシップ制度を作るということで、焦点に上がるのは、同性のカップルが婚姻できないので、同性の方のパートナーシップを認めるだけというものもありますが、異性間でも、法的な婚姻ではないけれど、パートナーシップを求める声もあるということです。特に、選択的夫婦別姓制度が認められてない現状においては、

同性・異性を問わず、広くパートナーシップの対象とするというのと、両方ありうると思いますが、その点どうでしょうか。より広く、いろいろなニーズに応えるには、同性であれ、異性であれ、法律婚とは別のパートナーシップという制度で、県内で婚姻と同じような扱いができることに関しては、同じように扱うというような、そういう広いパートナーシップを目指すということは考えられるでしょうか。何か御意見ございますか。

(委員)

それでよいかと思います。今話を聞いて気が付きましたが、確かに、同性間だけでなく、異性のパートナーの間でも、やはり婚姻という形ではない形で認めていただきたいということはあると思います。

(委員)

私自身の経験からも、今、会長からお話があってはっとしました。私がまだ学生の頃から選択的夫婦別姓の問題はあって、法改正をしようとする動きはずっとありましたが、今日に至っても実現に至っておりません。

最高裁でも、社会の様々な場面で別姓を認める運用も事実上なされているのだから、実質的な不利益はないだろうという判断で、違憲性が認められず、法改正もなされないという状況が続いています。しかし、事実上様々な場面で配慮がなされているから法律が変わらなくてよいということにはならなくて、やはり法律が変わっていくべきだと私は思います。ただ、今、この瞬間に生きている人たちの中に、そういうことで不利益を日々感じながらも黙ってしまっている人がいるというのが実情だと思いますので、ぜひそういう制度を作っていただければと思います。

(委員)

今、委員から御発言いただきましたが、私も同じ思いで、こういった施策を盛り込むことには賛成です。ただ、その中で、それで事実上事が足りるのだから、法律改正をしなくてもいいのだという論調にならないように、配慮していただけたらと思っております。

(会長)

子どもも含めた制度とする場合には、子どもの意思を確認している自治体とそうでない自治体があるようですが、具体的に制度を考える際には、それもどうするか検討が必要かと思います。何か御意見はありますでしょうか。それとも、具体的な検討は県にお任せして、案が出たことに対して検討するという形でもよろしいでしょうか。もし、こうした方がいいという意見があるようでしたら、お願いします。

(委員)

ここに意見として出しましたが、今、愛知県では 54 市町村のうち 17 市町村で、パートナーシップ制度やファミリーシップ制度を導入していると思います。各自治体で頑張っているわけですが、県全体でやることに意義があると思います。というのも、例えば、ある市では、同性パートナーで、どちらかの子どもを育てている場合に、学校に証明書を見せたら、血のつながりがなくても、保護者として、保護者会などに参加できたり、緊急連絡先として提示できたりしても、別の市に引っ越したらそれができなくなるといったことがあります。それが何故全国でできないのか。本当は全国でできるといいとは思いますが、愛知県として、県全体で、早めに行けるといいと思っています。今、47 都道府県のうち 12 都府県で、都府県全体で導入されている状況だと思しますので、愛知県でも、どうしていくかを議論していくことが大事だと思しましたので、意見として書かせていただきました。

子どもの意思確認については、各自治体で制度が違って、Aというお母さん、Bというお母さんがいる場合に、子どもはAはお母さんと思っていないというようなこともあるので、子どもの意思確認をしている自治体もあるようです。しかし、そもそも、異性のパートナーや事実婚で、ステップファミリーになった時にわざわざ子どもに聞くかということがありますので、おそらくはなくなっていく方向ではないかと思っています。ただ、いま子どもの意志を確認するというルールは、成人年齢に達したり意志を言えるようになった時に、家族の証明のカードが発行されているような場合には、自分はそこから情報を外してほしいと言えるように、そのチャンスを担保するということだと思います。

実際にパートナーシップを結ぶことで、どういったところで、今まで保証されていなかったものが保証されるかということがメインになってくると思います。

#### (委員)

基本的には、積極的に盛り込んでいった方がいいという立場であることが前提ですが、盛り込み方の関係で、一つは、愛知県の立場として、基礎自治体との関係をどういうところまで書くかは、いろいろ考えなければいけないと感じております。

それから、先程、御指摘がありましたが、パートナーシップ制度の位置付けというか、あくまで代替的な、現状ではオフィシャルな同性婚がない中でのやむを得ない代替措置という位置付け感も出しつつ積極的にというのでしょうか、これで解決ではないという、その辺の書きぶりが難しいと感じています。計画ですので、どこまで書くのが望ましいのか、書けるものなのか、整理が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

#### (事務局)

大阪地裁で同性婚の裁判があったときに、法律で認めなくても、自治体に類似の制度があり、差異が緩和されているから違憲ではないといった判決があったかと思っています。自治体がパートナーシップ制度を導入するのは、同性婚が法律で認められ

ないから、その代わりであって、自治体が導入することによって、法律が変わることを阻害しないようにしないといけないという御意見はもっともだと思います。

それから、プランにどこまで書くかということですが、まずパートナーシップ制度を導入するかどうかは私の一存では決められませんけれども、導入するとしても、細かくは書けないかもしれませんが、導入するということは書けるかと思います。どのように書くかはまた調整させていただきたいと思っています。

(委員)

あまり書きすぎると問題があると思いますが、県内の導入していない基礎自治体にも促していく、連携していくというようなことを書くことはできるのでしょうか。

(事務局)

そういうことはおそらく書けるのではないかと思います。それから、もし仮に導入した場合の事務的な心配として、現在、導入している自治体との整合性や調整をどうするかということがあります。

(委員)

二つあって、一つ目は、大阪地裁の判決の話がありましたが、札幌地裁では、今の状況が違憲であるという判決が出ていますので、割れているということを情報としてお伝えしておきます。

二つ目は、基礎自治体との関係というところは、現実的に作業としてあるとしても、県としてはやります、というのと言えないでしょうか。その姿勢を示すことができないような類の話なのでしょうか。

(事務局)

プランに書くのであれば、やりますということを書きたいと思っています。

(事務局)

いろいろな御意見ありがとうございます。私も、比較的新しくかつ話題の問題なので、興味深く御意見を聞かせていただきました。今、お話のあった市町村との関係については、県の方針で謳っていくという形をとるとすれば、言い方はおかしいかもしれませんが、導入済みの市町村の足を引っ張ってはいけないといいますが、水準が低下するのはいかがなものかということもあります。

それから、委員がおっしゃったように、姿勢として大きく示せないかということでございますが、それぞれの市町村で、非常に進んでいるところもあれば、まだノータッチのところもありますので、そこをどうしていくかという問題はあります。国、県、自治体の関係性は地方自治法上対等な関係になってございますので、そういうことも踏まえながら、ただ、県として、こういう姿勢を奨励していきたいとい

うことを書くことはあり得るかと思えます。冒頭申し上げたとおり、いろいろな御意見を聞いてまいりたいということもありますので、パブリックコメントもそうですし、我々、日頃から自治体間のつき合いもありますので、そういうところで、進んでいるところ、進んでいないところ両方の御意見聞きながら、県としてどれぐらい書いていったら、皆さん御協力いただけますかというような調整も、もしやるとしたら、必要になってくるのではないかと考えております。

それから、異性間の問題は、私共の局で男女共同参画の所管をしております、そちらでもテーマになりますので、いろいろなところを通じてお問い合わせをできればと思っております。おそらく多種多様な立場があると思えますので、広く意見を聞きながら調整させていただければと思えます。

また、原案をお見せして委員の先生方にもお問い合わせをしますので、個別具体的なところについて御意見いただければ助かります。よろしく申し上げます。

#### (委員)

判決の話がありましたが、札幌地裁は違憲判決が出ていて、東京地裁は違憲状態となっています。大阪地裁は合憲にはなっているのですが、問題はあるという前提で、民主的プロセスに委ねるから違憲と言っていないというだけです。今五つ、裁判が行われていて、そのうちの三つについては、同性婚のような同性同士の関係についての制度がないことは問題だということで共通していると思えます。明日、名古屋地裁の判決が出て、来月ぐらいに福岡地裁の判決が出るという流れですので、大きな流れとしては、何らかの形で対応しないといけないというラインには来ていると思えます。そういう点では、おそらく、何らかの形で盛り込む必要はあるし、県として示す必要があると思えます。ただ、最終的に、家族関係の問題をきっちり解決するにあたっては、最後は基礎自治体が動いていかないといけないと思えますので、その関係について、地方自治の関係もあるので、基礎自治体の立場を尊重しながらも県としてどこまで盛り込めるのか、盛り込み方が検討事項なのかと思えます。書かないという選択肢はないと個人的には思っています。

#### (会長)

いろいろな御意見ありがとうございます。

具体案として、いろいろな問題がおそらく後から出てくると思いますが、とりあえず導入するというのと、その制度もとりあえず導入してみて、もし問題があっただけでこうの方がいいということがあれば、後で修正してもいいでしょうから、とりあえず進めてということでもよろしいでしょうか。プランの一つの目玉として、プランに書くということと、実際に実施していくこと、それで県内の自治体に対しても良い刺激を与えるような効果を持たせられればと思えますので、よろしく願いいたします。

骨子案について、他はございますか。

(委員)

資料2の施策のイメージ図ですが、見た時に、円が三つあるけれど、下の円の2つが何だろうと思いました。これから工夫されるということですが、立体的な図にするとか、環境づくりと個別対応と、それぞれの連携というのが分かるというのではないかと思いました。

(事務局)

検討しますので、また御意見いただければと思います。

(事務局)

事務局からお聞きします。三つの目標として、「あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり」ほか二つを項目立てしたのですが、その辺は、いかがでしょうか。

(会長)

三つ目は、要するに、総論があって各論があるけれど、その各論が他の事に重なる融合タイプもあるということですね。

(委員)

重なるというところは、二重の意味があって、人権課題が複合的という意味と、それに対応する組織が連携してやらないといけないという二重の意味が入っているように思います。そこが、並列で並べる形でいいのかどうか。二重性を感じるようなところがありますが、一般的にはこのような形でいいのではないかと思います。

それから、最初の総論のところのイメージですが、事前に、問題が起きる前にそういうことが起きないようにしないといけないという意味での「環境づくり」であり、また、新しくいろいろなものが出てくるのでというところでの話だと思うのですが、具体的には、ここに何が入ってくるイメージですか。

(事務局)

まずは、教育や啓発が大事だということをアンケートでも言っていたので、そういう人権教育全般をやっていくということが、1番の「環境づくり」には入っていくと考えています。

(委員)

そういう意味では、総論というわけではないということですね。

(事務局)

そうですね。総論はもう少し上のところになります。

(委員)

これは私の問題関心なのですが、そもそも人権侵害をしていることに気づいていなかったり、されていることに気づいていなかったりという人もたくさんいらっしゃるのでは、そういう点では、この環境づくりというところが、やはり必要だと思っています。どこかに困っていると言ってこられる人は対応ができるのですが、気づいていない段階だと言ってもこないのでは、そうすると、なかなかそこに目が届かなかったり、いろいろな問題があるので、そういう点で、個人的にはこの1番のところはかなり重要になってくるのではないかと考えております。

(事務局)

そうですね。今おっしゃられたように、あいち人権センターの相談窓口も1番の「環境づくり」というところに入ってくるかと思えます。

(事務局)

私からも一点、自分の感想になりますが、実は、昨年度、県議会の方で勉強会がございまして、その議題はアンコンシャス・バイアスの問題でございました。自分では区別・差別をしていることに全く自覚がない状態で、思い込みで、でもそれが平常化していろいろな行動にあらわれているというような講義を受けたのですが、大変参考になりまして、人権課題の中にもそういうような視点がもしかしたら役立つことがあるのかもしれないと、今、御意見を伺って思いました。また勉強させていただきたいと思えます。

(会長)

確認ですが、キャッチコピーというのは、前回の資料に、条例の言葉で「相互に人格と個性を尊重し合い、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり」というのが基本目標として書かれていましたが、これがキャッチコピーということでしょうか。それとも、さらにこれを短くするというのでしょうか。

(事務局)

それもお聞きしようと思ったのですが、キャッチコピーがあった方がいいのではないかと御意見をいただいたので、とりあえず考えてみたのですが、アンケートに「包摂的」や「多様性」という言葉が出てきたのと、それから、これは個人的な考えなのですが、人権が尊重される社会というのは、要するにダイバーシティな世の中になるということで、豊かな社会になるということではないかと思うので、「豊かな」を入れたいと思ひまして、例えばですが、「包摂的で、多様性のある豊かな社会を目指して」といったキャッチコピーはどうかと考えています。キャッチコ

ピーというより、サブタイトルのような形で、「あいち人権推進プラン」というタイトルがあって、サブタイトルとして「包摂的で、多様性のある豊かな社会を目指して」と入れてはどうかと思っています。

(会長)

いいと思いますが、今の点どうでしょうか。

(委員)

私の立場からすると、一番この内容が読みづらい方達、例えば、知的障害の方であったり、中学生であったり、そういった方達が読んでも、ある程度こういった内容だということが伝わりやすいように、少し考慮していただけるとよろしいかと思っています。

(事務局)

もっと簡単な言葉を使えないかということですね。ありがとうございます。そうだと思います。

(委員)

一般論で言うと、キャッチコピーは短いフレーズにしないといけないのではないかと思います。一言、二言でイメージがつかめるようなものかと思います。長くなるとサブタイトルになるのではないかと思います。

(委員)

資料3の3ページの上から2番目、「一人ひとりに寄り添った個別の人権課題への対応」の、委員意見の欄に「部落問題を若い人が知るためには『学校の授業』がカギ」とありますが、今、お話のありましたアンコンシャス・バイアスというのは、おそらく、幼稚園、保育園、小学校の時から芽生えて、固く形成されて、変えられなくなってしまうものだと思います。だから、「多様」という言葉一つで片付けずに、いかに学校の授業の中にそういうものが反映されているかということが非常に大事だと思っています。インクルーシブ教育という言葉がよく飛び交っていますが、現実には、なかなかそれが実現できていない状況の中ですので、今のテーマに戻りますと、子どもでも分かる、子どもでもすっと入ってくる表現に工夫していただきたいというのが一つです。

そこから少し話がずれますが、なぜ学校の授業が大事かという、今、境界ラインの子が非常に増えていて、知的障害や発達障害のお子さんが非常に生きづらい学校生活を送っていて、学校教員もそこをまだまだ理解できてない中で配慮しているような状況です。それから、性的マイノリティの方々のお子さんが、御両親のことを先生や友達にどう説明していいか分からなくて、非常に辛い思いをしている状

況があります。そういうこともありますので、学校の子ども達にバイアスを埋め込まないような教育をすることが、いろいろな形で社会に非常にいい影響をもたらすと思います。ぜひその点もテーマの中に盛り込んでいただきたいと思います。

(事務局)

入れさせていただきます。

(事務局)

まず、キャッチコピーの分かりやすさについては、まさにダイバーシティと言いながら、ダイバーシティではない言葉を使ってしまっているということだと実感しました。私共の局の中には、外国人住民の方の対策を行っている課もございまして、そこで進めているのは、やさしい日本語ということで、海外の方にもルビを振ってひらがなで読んでいただいて分かるような日本語というのをやっておりますので、そういうところとも相談しながら、何か、ダイバーシティなコピーができればいいと思いました。

それから、今、委員がおっしゃった教育の問題ですが、全然別の話になって恐縮ですが、私共は私学の方も所管をしております、昨年度は、私立の幼稚園の現場を見せていただくことが多かったのですけれども、その時に、話題になりましたのがトイレの問題でして、伺った幼稚園では、ほとんどが入口が男女別でなく、同じ入口になっていました。これが小学校に入ると男女のトイレが別々になるということで、これはどういう意味があるのだろうかというのが、話題になったことがありました。保育士の方に意見を聞いてみたところ、別にするのがいいかどうかや、設備的、金銭的な問題もあるのですが、やはり、まだその年齢で男女の別が芽生えてないからではないかというようなことを言っていました。そういうことを聞いて、そういうこと一つをとっても実はまだまだ深い問題があるのだなということが感想としてありました。今、委員にお話いただきましたので、大きな計画の中ではございますが、テーマに据えて、具体的な勉強はこれからになるかもしれませんが、一つの視点として大事なことだと思って拝聴しておりました。ありがとうございます。

(会長)

いろいろ御意見をいただきましたが、特にまとめはいたしません、いただいた意見についてはそれを踏まえて、素案づくりの方に活かしていただけたらと思います。

それでは、あと3回の審議会での議論を経て答申ということになりますが、今の御意見を踏まえて、準備していただければと思います。

## 人権教育・啓発に関する愛知県行動計画の実施状況について

(会長)

では、次に、もう一つの議題であります、(2)「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画の実施状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料5に基づき説明>

(会長)

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

(委員)

障害者の部分の20ページになりますが、13ページの子どもの部分では、施策の方向の①に『『児童の権利に関する条約』』についての普及啓発」が大きな題目で出てきているのですが、障害者の部分には、「障害者の権利に関する条約」のことが施策の方向として入っていないのは、バランス的にどうかと思ったのが一点です。

それから、行動計画の中身についてですが、行動計画の改訂版の22ページ、「③障害児、障害者教育の充実」の部分に、先程、議論に出ていましたインクルーシブ教育という文言を入れるか入れないかは、多少議論があるかと思えます。

また、「④障害者にやさしいまちづくりの推進」の部分は、この文章だけ見ると、バリアフリー化というのが、いわゆるハード部分のイメージとして伝わってしまいかねないと思えます。せっかく2020年にオリパラの関係でバリアフリー法が改正されておりますので、心のバリアフリーもこの中に入るとということが伝わるとよろしいかと思えます。

最後に、「⑤職業的自立の促進」の部分で、こういった形でずっと愛知県としては、雇用率のことも含めて御努力をいただいているわけですがけれども、昨今、雇用ビジネスという課題が浮上ってきております。雇用ビジネスというのは、簡単に言いますと、障害者の雇用率をカウントするために、ある支援団体に従業員を仮に雇用してもらって、そこで雇用されている障害者を自分の会社の雇用率にカウントするというもので、障害者総合支援法の改正の中でも議論がされております。特に愛知県の場合は、47都道府県の中でも雇用ビジネスが比較的、積極的に導入されている県の一つでもありますので、その辺り、自立の促進という部分に関しては、雇用ビジネスをどう捉えていくのかも検討する必要があると思えます。

(事務局)

③にインクルーシブ教育を入れるかどうかというところは、入れた方がいいとい

うことでしょうか。

(委員)

入れた方がよろしいかと思いますが、愛知県は比較的当事者の方から特別支援学校を作ってほしいという要望も強い県でもありますので、その辺は、当事者の御意見を踏まえながら、書きぶりとして配慮する必要があるかと思います。

(事務局)

ありがとうございます。今、いただいた御意見をプランの方にも反映させていただきたいと思います。

それから、資料5の20ページの障害者の部分に障害者権利条約のことが抜けていると思いますので、それは体系を作る時に入れたいと思います。

(委員)

高齢者のところについての意見ですが、令和4年度と5年度の実施計画を拝見させていただいて、他の項目もそうですが、高齢者だけ見ましても非常に多くの施策が書いてあって、福祉局のほかにも、雇用に関しては労働局、防災に関しては防災安全局と、いろいろな局がやってらっしゃるのは感心しましたが、横の連携というところではどうなのでしょう。それぞれの局が、他の局では高齢者に対して、行動計画として、こんなことやっているということは理解されているという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

行動計画をつくるにあたって、県全体の会議をつくっておりますので、その中で共有されております。

(委員)

たくさんの方の施策をやっていただいて、このように提示していただいているのですが、こういった事業の中には、必ずしも人権の理解を推進するという目的だけではなくて、他の目的を合わせて行われている事業も多いと思います。ですので、例えば、この令和5年度の実施計画に個別に書かれていることが、本当に人権の推進という方向に進んでいるのかどうかということの確認が、ミクロのレベルでの人権意識の改善には非常に大事ではないかと思います。例えば、1ページの4つ目の施策に「あいっこ子育て支援事業費」というのがありまして、そこに、「家庭教育企画委員会の開催」や「優良家庭教育推進組織等顕彰」といったものがあるのですが、そこで顕彰されている家庭は、本当に人権の推進の理解に役立つ家庭が顕彰されているのか、そうではなくて、人権意識と反するようなことになっていないのかとか、そういうことが少し気になりました。こういう事業をする時に、本当に、人権の多

様性とか、先程お話あったような同性の親に育てられている子どもの家庭をきちんと理解しましょうというような形での家庭教育の推進になっているのかどうかということです。別の面から見れば、この事業はとても貴重な事業だと思うのですが、ここに記載された限りは、そういうことが浸透しているかどうかということが気になりましたので、その点で、もし分かっていることがあったらお知らせいただけたらと思います。

(委員)

私も全く同じことを思いました。この書類を見たときに、この「優良」はどこにかかるのかと考えました。家庭にかかるのか、家庭教育にかかるのか、最後の組織にかかるのかと。どこにかかるかによって意味合いが違ってくると思うのですが、もし家庭教育にかかるとすれば、やはりこれは人権を尊重しましょう、多様性を尊重しましょうということと、ぶつかってくる話ではないかと思った次第です。やはり多様な家庭がある、多様な子育てがある、そしてまた家庭の中で子どもを支持しきれない家庭もある、そこを社会全体で支えていこうという中で、もし優良という言葉が家庭教育あるいは家庭にかかるのだとすると、そこは気になりました。

(事務局)

気づかなかった視点ですが、おっしゃるとおりかもしれません。事務的に作ってしまっている部分がありまして、施策の方向を示して、それに関連した事業を挙げられているものになりますが、確かにおっしゃるとおり、ここに入れる事業は、そういう視点も持ちながら実施していただくようにしなければいけないと思いました。それを踏まえまして、考えていきたいと思います。ありがとうございます。

(事務局)

私からも補足ですが、今度、こども家庭庁の関係で、国は法律を大幅に変えておりまして、子どもに関する計画では、私共の県民文化局では「子ども・若者育成計画」を作っておりまして、それから福祉局では子育て支援のための計画を作っておりますけれども、今度、こういうものも改めて包括的に作るという整理が国ではなされています。県も、これからどうするか考えていかなければいけないのですが、その中で、例えば、そういう子どもの計画を作る時には、今まではやっていなかったのですが、子ども達本人に意見聴取をなささいという法の立て付けになりました。これがすぐ多様性に関わるかは分かりませんが、少なくとも御家庭において教育を受けられる子ども達の意見も正式に手続きとして聞くということになってまいりました。そういうこと一つをとっても、やはり人権に限らずかもしれませんけれど、いろいろな考え方が多様性を含むような流れになってきているということも感じております。新しい計画を作って、個別の施策を体系に位置づけていく時に

は、同じように庁内の連絡会議等を設けていくことになると思いますので、そこを通じて、それぞれの施策を、この人権の新しい計画の大きな流れに沿ってやっていただけるように、庁内で共有していく必要があると感じました。ありがとうございます。

(委員)

先程、事務局からトイレの話がありましたが、実は、スウェーデンの公共トイレは男女同じで、アメリカの大学もジェンダーフリートイレに変わっていて、男女一緒に使うことが多く、一般的になっています。けれども、日本だと、ジェンダーフリートイレがあると、そこで性犯罪が起きるのではないかと非常に反対する人がいて、そこをターゲットにする人がいます。私は個人的に多目的トイレをもっと増やして、障害のある人も使えるし、性自認の関係でそこを使いたい人も使えるようにしておくのが一番いいし、ことさらジェンダーフリートイレという名称を付けない方が上手くいくのではないかと考えています。ただ、多目的トイレはやはり足りない部分が多いので、それをできるだけ増やしていくことによって、障害のある人でも、他の人でも、いろいろなニーズに応えられると思います。何かそういうことを具体的に検討するときには、そういうことも踏まえていただいて、ジェンダーフリートイレという名称は使わない方がいいのではないかと考えています。

(委員)

トランスジェンダーをめぐる問題が、トイレやお風呂の問題に集約されてしまうというところが、そもそも問題ではないかと考えています。その意味で、ジェンダーフリートイレと名付けないことは、問題解決というより、一歩後退ではないかとも思います。ジェンダーフリーという言葉自体が2000年代の最初にバッシングを受けたことがあって、今はオールジェンダートイレといった言い方をします。基本的には、今の多目的トイレのようなものが増えていけばいいと思います。最終的にはどうなるか分からないですが、中長期的には、男女が共有で使うと、そこで性犯罪が起こるという思考ではなく、私たちの意識が向上すればいいと思います。

(会長)

他によろしいでしょうか。

それでは、時間も過ぎていきますので、これで終わらせていただきます。委員の皆様には、長時間にわたり御審議をいただき、誠にありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(事務局)

大変有意義な御意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。

事務局としましては、基本計画については、今いただいた意見を取り入れながら

進めて、素案を次回お示ししたいと思います。

パートナーシップ制度については、審議会の御意見としては、「県として方向性を示すためにぜひ基本計画に盛り込み、導入に向けて検討を進めてもらいたい」ということでよろしかったでしょうか。

<異議なし>

それでは、検討を進めていきたいと思います。

最後に事務局から閉会のごあいさつを申し上げます。

(事務局)

本日は、大変積極的に御発言をいただき、また、大変貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。本日承った御意見を含めまして、基本計画の策定及び人権施策の推進に、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。審議会委員の皆様には、今後も引き続き、御支援、御協力をいただければと考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

(事務局)

それでは、これをもちまして 2023 年度第 1 回愛知県人権施策推進審議会を終了させていただきます。